

諮問第171号の答申

経済センサス-基礎調査及び経済構造実態調査の変更について（素案）

本委員会は、諮問第171号による経済センサス-基礎調査の変更（令和6年以降に実施する調査に係る変更）及び経済構造実態調査の変更（令和4年に実施した調査の集計業務以降に係る変更）について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

1 本調査計画の変更

(1) 承認の適否

令和5年3月16日付け総務事第29号により総務大臣から申請された「基幹統計調査の変更について（申請）」並びに令和5年3月17日付け総統経第35号、20230313統第1号により総務大臣及び経済産業大臣から申請された「基幹統計調査の変更について（申請）」について審議した結果、以下のとおり、統計法（平成19年法律第53号）第10条各号に掲げる要件のいずれにも適合しているため、「経済センサス-基礎調査」（以下「基礎調査」という。）及び「経済構造実態調査」（いずれも基幹統計調査）の変更を承認して差し支えない。

(2) 理由等

ア 基礎調査の変更

(ア) 基本的な考え方

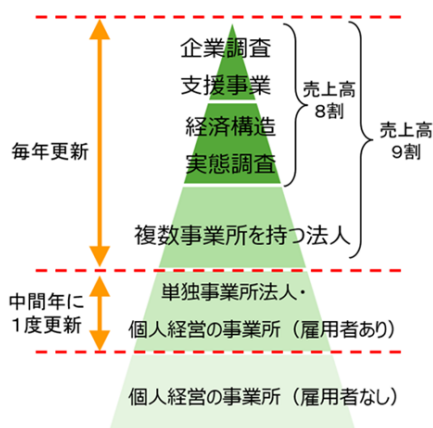
基礎調査は、経済センサス-活動調査（総務省及び経済産業省共管の基幹統計調査。以下「活動調査」という。）の中間年において、事業所・企業等を対象とする統計調査の母集団情報の整備を主たる目的として、平成21年から実質的に5年周期で実施されている^(注)。前回の令和元年基礎調査では、法人番号公表サイトから法人情報（約160万法人）を追加した名簿で実施した結果、事業所母集団データベース（以下「母集団DB」という。）のカバレッジが拡大し、長年の懸案であった法人企業統計調査（財務省所管の基幹統計調査）の母集団名簿とのかい離が大幅に改善した。他方、地方公共団体及び統計調査員の負担軽減を図る観点から、新規把握事業所に対してのみ調査票を配布し、基本的事項（産業、従業者規模、売上高等）を把握した一方、既存の事業所については、統計調査員が外観から活動状態等を把握するにとどめたことから、中間年における母集団DBの有用性向上の観点からは、既存の事業所・企業の基本的事項の更新が課題となっていた。

このため、総務省は、令和6年基礎調査の実施に当たり、基礎調査及び労働保険情報や商業・法人登記簿情報を用いた照会業務における基本的事項の更新範囲や頻度について有識者を交えて検討を行い、今後の母集団DBの整備の方向性について、以下の方針を取りまとめた。また、この方針を踏まえた母集団DBの基本的事項の更新イメージは、図1のとおりである。

(注) 平成26年基礎調査及び令和元年基礎調査のうち甲調査（民営事業所を対象とする調査）は1回限り、乙調査（国又は地方公共団体の事業所を対象とする調査）は毎年実施の調査として承認されている。

- ・ 複数事業所を持つ法人は、経済構造実態調査や照会業務等により毎年更新
- ・ 単独事業所法人及び個人経営の事業所（雇用者あり）は、基礎調査により活動調査の中間年に一度更新
- ・ 個人経営の事業所（雇用者なし）は、5年に一度の活動調査により更新
- ・ 基礎調査は、民間事業者を活用したオンライン・郵送調査により、活動調査の中間年に5年周期で実施

図1 母集団DBの基本的事項の更新イメージ



この方向性については、本委員会の「諮問第113号の答申 中間年における経済構造統計の整備について」（平成30年8月28日付け統計委第8号）における「今後の課題」（後記（ケ）②参照）に対応するものであり、売上高全体に与える影響の大きい企業から優先して実態を高頻度かつ的確に捉えることで、効率的かつ効果的に母集団DBの精度向上が図られることから、適当である。特に基礎調査の変更に関しても、

- ・ 全国の事業所・企業の売上高全体の大部分（99.6%程度）について、基本的事項を定期的（中間年）に把握することで、母集団DBの更なる整備・充実や、基礎調査の2年後となる活動調査に向けた母集団情報の整備に資すること
- ・ 調査対象外とする個人経営の事業所（雇用者なし）は、売上高全体に占める割合が小さい（0.4%程度）こと
- ・ オンライン・郵送調査とすることで、地方公共団体及び統計調査員や報告者の負担軽減に資すること

に加えて、以下で述べる各変更事項の妥当性の観点から、適当である。

（イ）調査の目的の変更

今回の申請では、調査の目的について、表1のとおり、引き続き母集団DBの整備に資することを主目的としつつ、事業所及び企業の活動状態等の把握から、基本的事項の把握を目的とする記載ぶりに一部変更する計画である。

表1 調査の目的の変更内容

令和元年基礎調査	令和6年基礎調査
事業所及び企業の活動の状態を調査し、母集団DBの整備に資するとともに、我が国における事業所及び企業の活動状態等の基本的構造を全国及び地域別に明らかにする。	事業所及び企業の活動の状態を調査し、母集団DBの整備に資するとともに、我が国における事業所及び企業の産業、従業員規模等の基本的構造を全国及び地域別に明らかにする。

これについては、前記（ア）のとおり、今後の母集団DBの整備の方向性やその中で基礎調査が果たすべき役割が整理された上で、今後の基礎調査において把握しようとする内容（後記（オ）参照）に対応させるものであることから、適当である。

（ウ）調査対象の範囲及び報告者数の変更

個人経営の事業所（雇用者なし）については、従前は基礎調査と活動調査双方で調査対象としていたが、今回の申請では調査対象に含めず、約600万事業所を甲調査の対象とする計画である。

これについては、前記（ア）のとおり、調査対象外とする個人経営の事業所（雇用者なし）は売上高全体に占める割合が小さい一方で、事業所数は相当数（約100万事業所）に上ることから、報告者や地方公共団体及び統計調査員の負担の軽減・回避、費用対効果等の観点から、適当である。

また、調査対象範囲の確定に必要な調査対象名簿の整備については、最新の母集団DBの情報に、調査期日（令和6年6月1日）直前までの行政記録情報（労働保険情報及び商業・法人登記簿情報）及び法人番号公表サイト情報を反映させることとしており、適当である。

なお、個人経営の事業所について、調査対象の範囲を雇用者の有無で区分することについては、利用する労働保険情報として、一人でも雇用している場合に加入義務のある労働者災害補償保険情報も含んでいることから、特に問題ない。

（エ）調査方法の変更

今回の申請では、甲調査について、以下のとおり調査方法を変更する計画である。

- ① これまで実施していた調査員調査を廃止し、国が民間事業者を活用して全ての調査対象事業所に対して郵送により調査票を配布し、オンライン・郵送調査により調査票を回収。なお、法人については原則オンラインにより実施する方向としている。
- ② 平成26年基礎調査と同様に本社一括調査とするため、傘下支所事業所等を有する本社事業所に「調査票A」（傘下の事業所ごとの情報を記入する「事業所調査票」を含む。）を配布し、それ以外の事業所（単独事業所等）に「調査票B」を配布
- ③ 同時期に実施予定の経済構造実態調査及び個人企業経済調査（総務省所管の基幹統計調査）と一体的に実施することとし、両方の調査票が配布される事業所に対しては、共通封筒を用いて調査票を配布

このほか、オンライン回答を推進するため、i) マクロ機能「有り」の調査票と「無

し」の調査票を用意、ii) ナッジ手法^(注)を用いて調査関係書類を作成、iii) システム上におけるコミュニケーション機能を活用した疑義照会対応などを実施することとしている。

(注) 行動科学の知見に基づく工夫や仕組みによって、人々がより望ましい行動を自発的に選択するように促す手法

これらのうち、①については、調査対象の全ての事業所・企業の基本的事項を把握するに当たって、地方公共団体の大きな負担を伴う調査員調査は、従前よりカバレッジが大幅に拡大している現状や地方公共団体のリソースにも鑑みると事実上困難となっている中で、実地による事業所の所在確認ができない代わりに、前記(ウ)のとおり調査期日直前までの情報を行政記録情報等から取り込むことや、調査の事前周知を行う「事前依頼はがき」が不達の場合には電話照会やホームページ情報等によって当該事業所の所在を追跡すること等によって、可能な限り事業所の直近の異動状況を捉えた上で実査を行うとしていることから、適当である。

また、②及び③並びにオンライン回答推進方策については、調査対象事業所の個々の状況に応じて、適切な調査票の配り分けや複数調査票の一括配布、多様なオンライン回答環境の整備やきめ細かい疑義照会対応などを講じるものであり、報告者負担の軽減の観点から、いずれも適当である。

なお、今回、調査方法が大きく変更されて、大規模な調査が行われることから、事前の広報や周知活動を丁寧に行うとともに、オンライン回答の更なる推進を継続的に図る観点から、今回行う推進方策の効果について、任意のアンケートを行うなど、丁寧に検証する必要があることを指摘する。

(オ) 報告を求める事項の変更

今回の申請では、以下のとおり報告を求める事項(以下「調査事項」という。)を変更する計画である。

【甲調査】

- ① 従業者数に関する調査事項を縮減(令和元年基礎調査では、従業者総数に加え、常用雇用者や臨時雇用者などの内訳を含む10項目を把握。令和6年基礎調査では、従業者数の合計及び常用雇用者数の2項目のみ把握)
- ② 事業所の活動状態に関する調査事項を削除
- ③ 事業所の主な事業の内容のうち、「事業の業態」欄を削除
- ④ 事業所の開設時期について、年月を記入する方式から、調査年か調査年以前かを選択する方式へ変更
- ⑤ 経営組織に関する選択肢について、「個人経営(雇用者なし)」を追加

【乙調査】

- ① 職員数に関する調査事項を縮減(甲調査の「従業者数」と同様)
- ② 管理・運営を委託している事業所に関する事項の削除

また、前記（エ）③のとおり、令和6年基礎調査と同時期に実施を予定している経済構造実態調査及び個人企業経済調査と重複する調査対象において、調査事項が重複する設問については、基礎調査の回答欄に「＊」をプレプリントすることにより回答不要とし、それぞれの調査から基礎調査へ回答内容のデータ移送を実施する計画である。

これらの変更については、母集団情報としての利用実績や活動調査及び経済構造実態調査における調査事項の変更状況などを踏まえ、調査事項の合理化等を図るもの^(注)であり、複数の調査票への回答の重複排除も適切に図られることから、これらの計画は、報告者負担の軽減等の観点から、適当である。

(注) 【甲調査】②については、令和元年基礎調査において法人番号公表サイトから追加した新規把握事業所の活動状態を把握するために臨時に設けられた事項であり、令和6年基礎調査では、従前の経済センサス同様、活動状態は調査事項として直接回答を求めるのではなく調査の実施過程において確認する予定であることから、削除するものである。

なお、事業所の新設や廃業などに係る分析ニーズが高まる一方、その実態把握の困難さが増していることや、売上高全体に与える影響の大きい企業を優先して捉えようとする基本的な考え方（前記（ア）参照）に沿った基礎調査の見直しに伴い、開廃業率などを分析する上で特に重要となる小規模事業所の多くが対象外となること（調査対象範囲の変更については前記（ウ）参照）を踏まえ、事業所の活動状態の把握方法などについて、行政記録情報等の更なる活用可能性も含め、研究を行う必要があることを「今後の課題」として指摘する。

（カ）報告を求める期間の変更

今回の申請では、甲調査について、調査の周期を「1回限り」から「5年周期」に変更する計画である。また、調査の実施期間について、「6月1日～翌年3月31日」から「5月上旬～7月下旬」に変更する計画である。

これらのうち、調査の周期の変更については、前記（ア）のとおり、適当である。また、調査の実施期間の変更については、前記（イ）及び（エ）のとおり、調査の目的や調査方法の見直しに伴うものであり、適当である。

（キ）集計事項の変更

令和元年基礎調査では、既存の事業所は外観把握のみ、新規把握事業所は調査票を配布して基本的事項を把握するという調査方法であったため、経営組織別や資本金階級別などの詳細な集計は新規把握事業所のみとなっていた。

今回の申請では、地方公共団体からの要望も踏まえつつ、既存の事業所も含め、地域別、産業分類別、資本金階級別など、以下のとおり詳細な集計を行う計画である。

【甲調査】

- ① 速報集計では、地域区分（全国、都道府県、市区町村）、分類事項（産業分類、経営組織、従業者規模、資本金階級等）別に、事業所数、従業者数及び売上（収入）金額を集計し、事業所及び企業等に関する集計それぞれで計3表の集計表を作成
- ② 確報集計では、速報集計よりも更に詳細な地域区分及び分類事項で集計し、事業所

及び企業等に関する集計それぞれで計17表の集計表を作成

【乙調査】

- 令和元年基礎調査と同様に、事業所の活動状態に関する集計及び新規把握事業所に関する集計について、それぞれ集計表を作成

これらの変更については、前記（イ）及び（オ）のとおり、調査の目的や調査事項の変更に伴うものであり、変更した調査事項の全てが集計で用いられ、都道府県民経済計算を始めとした地域統計を所管する地方公共団体を含めて、統計利用者の利活用に資することから、おおむね適当である。

ただし、甲調査における事業所の活動状態に関する調査事項の削除（前記（オ）②参照）に伴い、当該調査事項を活用した「事業所の活動状態に関する集計」が行われないことに関連して、過去の基礎調査（及び活動調査）において、2時点間の集計対象事業所の比較によって「存続・新設・廃業別集計」が行われていたこと等も踏まえ、令和6年基礎調査においてもこれと同様の集計（個人経営の事業所（雇用者なし）を除く。）を行い、参考表として公表する必要があることを指摘する。

なお、令和元年基礎調査、令和3年活動調査及び令和6年基礎調査では甲調査の調査対象範囲が異なることから、それぞれ直接比較できない等の留意事項について、統計利用者に対して丁寧に説明する必要があることを併せて指摘する。

（ク）公表の期日の変更

今回の申請では、表2のとおり、甲調査の速報及び乙調査の公表の期日を調査実施年の翌年6月末日から同5月末日に1か月前倒しする計画である。

表2 公表の期日の変更内容

区 分		令和元年基礎調査	令和6年基礎調査
甲調査	速報	令和2年6月末日まで	令和7年5月末日まで
	確報	令和2年12月末日まで	令和7年12月末日まで
乙調査		調査実施年翌年の6月末日まで	調査実施年翌年の5月末日まで

これについては、令和6年基礎調査は、平成26年基礎調査や令和3年活動調査と同様、6月1日を調査期日として実施するため、両調査と同様の公表スケジュールとするものであり、適当である。

（ケ）統計委員会諮問第113号の答申（平成30年8月28日付け統計委第8号）における「今後の課題」への対応状況

基礎調査については、統計委員会の諮問第113号の答申において、以下の検討課題が指摘されている。

- ① 今回の調査結果については、調査票の配布対象である新規把握事業所を中心に集計

され、既存の事業所との合算集計は、外観調査により確認される事業所の活動状態に係る事項に限定される。そのため、母集団DBの情報をを用いた、いわゆる「レジスター統計」により、我が国における事業所の全体像を表す統計を作成し、本調査の公表後に参考提供することについて検討すること。

- ② 母集団DBのよりの確な整備・更新のためには、照会業務とは別に、何らかの確認作業を継続することが必要と考えられるが、それが、今回計画される本調査の継続的な実施であるのか、別の方法によるものかについては、現時点では判断は困難である。

については、今回調査の実施状況も踏まえ、本調査の在り方を含め、平成34年(2022年)以降における事業所の適切な確認作業の態様について検討すること。

- ③ 個人経営の事業所を含め、経済活動の変化や事業所形態の多様化をよりの確に把握するため、更なる行政記録情報等の活用により、引き続き母集団DBの整備・充実を検討すること。

①について、総務省は、有識者を交えて事業所の全体像を表す統計の作成方法等に係る検討を行い、レジスター統計(試算値)として、令和元年次情報の集計結果を令和3年6月に、令和2年次情報の集計結果を令和4年3月に、それぞれ統計局ホームページに掲載している。また、令和6年基礎調査の主要な統計表においては、今回、調査対象に含まれていない個人経営の事業所(雇用者なし)について、令和3年活動調査から得られた結果を含めて集計した参考値を提供することとしている。

これについては、課題の趣旨に沿った対応がなされていると認められるほか、後記イ(ア)のとおり、経済構造実態調査において、令和4年調査の集計結果から、個人経営の企業及び事業所を含む集計表を追加して公表することとしており、今後も継続して我が国における事業所・企業の全体像を表す統計が作成されることから、適当である。

②については、前記(ア)のとおり検討され、今後の母集団DBの整備方針及び基礎調査の在り方が取りまとめられており、適当である。

③について、総務省は、平成24年度から「商業・法人登記簿情報」及び「労働保険情報」を活用した照会業務を実施しているほか、令和元年度からは、国土交通省からデータ提供を受けた「建設業許可事業者名簿」について、令和3年活動調査の名簿に取り込んだ上で調査を実施し、その結果を母集団DBに反映し、充実を図っている。また、総務省は、その他の行政記録情報について活用できるものがあれば、引き続き、順次活用を進めたいとしている。

これについては、取組の方向性として適当である。

なお、基礎調査の対象外となる個人経営の事業所(雇用者なし)の実態や、事業所の休業・廃業等の活動状態の把握の観点から、更なる行政記録情報の活用の可能性について、引き続き関係行政機関との調整を進める必要があることを指摘する。

イ 経済構造実態調査の変更

(ア) 集計事項の変更

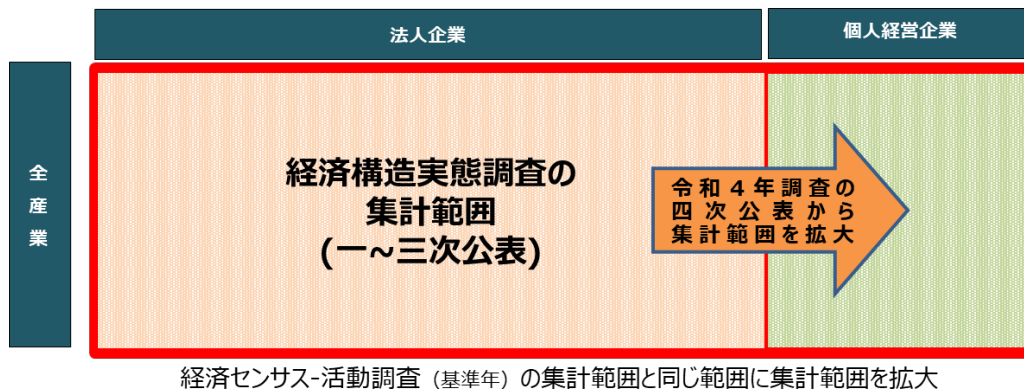
経済構造実態調査は、令和元年に製造業及びサービス産業を調査対象として開始され、

その後、令和4年調査から調査対象の全産業化により、活動調査（基準年）とのシームレス化が図られ、現在、全産業の法人企業を調査対象とした「産業横断調査」及び製造業に属する事業所を対象とした「製造業事業所調査」により実施されている。

産業横断調査では、調査対象の範囲及び報告者の選定方法について、売上高総額の8割を達成する範囲に含まれる法人企業を全数調査するとしていた従前の表記を、今回の申請では、全国の企業（個人経営を含む。）から売上高総額の8割を達成する範囲に含まれる法人企業を有意抽出により選定すると概念整理した上で^(注)、令和4年調査の結果公表（令和6年3月末公表予定）から、個人経営の企業及び事業所を含む集計表を追加する計画である。その際、産業横断調査では、母集団名簿作成時点の個人経営の企業及び事業所の売上高を個票単位で推計し、図2のとおり、活動調査と同様の調査対象範囲全体を集計することにより、産業横断調査の集計範囲を拡大することとしている。

(注) 製造業事業所調査についても、産業横断調査と同様に調査対象の範囲及び報告者の選定方法の表記を修正している。

図2 産業横断調査の集計範囲の拡大（イメージ）



これについては、個人経営の企業及び事業所を集計体系に加えることにより、経営組織の面でも活動調査の集計範囲と同じ範囲のデータを毎年提供することが可能となるため、より一層のシームレス化が達成されるほか、経済構造実態調査単独での利活用の充実に加え、活動調査との連動性が更に向上し、基幹統計としての経済構造統計体系全体として、従前以上に国及び地方公共団体における政策への活用や国民経済計算への活用などにつながる可能性が期待されることから、適当である。

(イ) 公表の期日の変更

今回の申請では、前記イ（ア）のとおり、個人経営の企業及び事業所を含む集計結果について、これまでの一次公表から三次公表に加え、四次公表として調査実施翌々年の3月末までに公表する計画である。

これについては、当該集計結果の優先度や集計作業に要する期間を勘案して設定したものであり、活動調査における同等の集計表の公表時期よりも早期に提供するスケジュールとなっていることから、適当である。

(ウ) 統計委員会諮問第149号の答申（令和3年6月30日付け統計委第11号）における「今後の課題」等への対応状況

経済構造実態調査については、統計委員会の諮問第149号の答申において、以下の①の検討課題が指摘されているほか、同時に、産業統計部会長及びサービス統計・企業統計部会長の連名で、以下の②の意見（別添資料参照）が示されている。

① 「支払利息」については、その利活用状況や活動調査における調査事項の検討状況を踏まえつつ、集計方法等の見直しを行うこと。

② 電子商取引については、情報技術の発展を背景として電子商取引の態様が急速に深化し続ける中、その定義や態様が目まぐるしく変化しており、また、企業会計において、売上高における電子商取引の金額を分離して把握していないものと考えられるため、企業を対象とする統計調査において、その実態を把握することは容易ではないと考えられます。

一方で、インターネットを利用して行われる電子商取引の特性から、電子商取引に関連するビッグデータを統計作成に活用することにより、電子商取引の実態把握に資するとともに、報告者の負担軽減にもつながる可能性があると考えられます。

このため、次期公的統計基本計画の検討に向け、諸外国の状況を含め、電子商取引の実態の把握方法について研究を進めることが重要であると考えます。（以下略）

①について、総務省は、諮問第149号の答申後、初の調査となる令和4年調査結果の集計を現在実施しているところであり、調査結果公表後の利活用状況や活動調査の調査事項の検討状況を踏まえつつ、適切に対応したい（令和5年7月の二次公表において支払利息を公表予定）としており、引き続き状況を注視する必要がある。

②について、総務省は、統計委員会担当室が実施した「デジタルイゼーションの統計的把握に関する調査研究」（令和5年3月）の結果等を踏まえ、電子商取引の実態把握について適切に検討したいとしており、引き続き状況を注視する必要がある。

2 今後の課題

(1) 事業所の活動状態の把握方法の研究・検討

事業所の新設や廃業などに係る分析ニーズが高まる一方、その実態把握の困難さが増していることや、今回の基礎調査の見直しに伴い開廃業率などを分析する上で特に重要となる小規模事業所の多くが対象外となることを踏まえ、事業所の活動状態の把握方法などについて、行政記録情報等の更なる活用可能性も含めて、研究を行うこと。

(2) 経済構造実態調査の集計方法等の見直し

「支払利息」について、令和4年調査結果の利活用状況や活動調査の調査事項の検討状況を踏まえつつ、集計方法等の見直しを行うこと。

以上

経済構造実態調査の変更等に係る部会審議の際に出された意見について －支払利息等の把握や電子商取引の実態把握の必要性－

今回、経済構造実態調査（以下「本調査」といいます。）の調査事項（「支払利息等」や「電子商取引の有無及び割合」）の削除について審議した際、次回の経済センサス-活動調査（以下「活動調査」といいます。）における支払利息等の把握や電子商取引の実態把握の必要性について、御意見を頂戴しました。

1 次回の活動調査における支払利息等の再度の把握の検討

次回の活動調査における支払利息等の把握については、令和3年活動調査に係る答申（令和2年6月25日付け統計委第9号）の中で再度把握することについて検討する旨の課題が付されていますが、本調査と活動調査とのシームレスな接続の観点から、今回の部会審議において改めて、次回の活動調査における支払利息等の再度の把握の検討について御意見がありました。

本件については、今回の議論や現在実施中の令和3年活動調査の実施状況を踏まえた上で、経済統計の体系的整備の一環として、次期公的統計基本計画の審議の中で検討することが必要であると考えます。

なお、本調査の将来的な調査項目の検討に当たっては、活動調査の中間年においても国民経済計算の概念と対応した付加価値額を把握することが望ましいとの観点から、減価償却費をはじめとする活動調査の調査項目との整合性についても議論の必要があるのではないか、という御意見もありました。

2 電子商取引の実態把握の必要性

電子商取引については、情報技術の発展を背景として電子商取引の態様が急速に深化し続ける中、その定義や態様が目まぐるしく変化しており、また、企業会計において、売上高における電子商取引の金額を分離して把握していないものと考えられるため、企業を対象とする統計調査において、その実態を把握することは容易ではないと考えられます。

一方で、インターネットを利用して行われる電子商取引の特性から、電子商取引に関連するビッグデータを統計作成に活用することにより、電子商取引の実態把握に資するとともに、報告者の負担軽減にもつながる可能性があると考えられます。

このため、次期公的統計基本計画の検討に向け、諸外国の状況を含め、電子商取引の実態の把握方法について研究を進めることが重要であると考えます。

なお、次期公的統計基本計画の検討に当たっては、売上面のデジタルトランスフォーメーション（以下「DX」という。）だけでなく、テレワーク等の働き方のDXについても把握する必要があるのではないか、という御意見もありました。

以上、報告します。

令和3年6月30日

産業統計部会長

川崎 茂

サービス統計・企業統計部会長

椿 広計